
第1 計画改定の考え方

- 1 緑の基本計画とは
 - 2 計画改定の趣旨
 - 3 位置づけ
 - 4 目標年次
 - 5 計画の対象とする「緑と水」
 - 6 計画対象区域
-

第1 計画改定の考え方

1 緑の基本計画とは

「緑の基本計画」は、都市緑地法第4条に基づき、市町村（特別区を含む）がその区域内における緑地の適正な保全や緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための緑とオープンスペースに関する総合的計画です。

<緑の基本計画が対象としている緑地>

都市において「樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地（農地であるものを含む。）が単独で、若しくは一体となって、又はこれらと隣接している土地がこれらと一体となって良好な自然環境を形成しているもの」

出典：都市緑地法運用指針（平成16年策定、平成29年改定）

2 計画改定の趣旨

東大和市では、平成11年10月に「東大和市緑の基本計画-緑と水の都市-（以下「第一次計画」という。）」を策定し、狭山丘陵をはじめとする樹林地や農地の緑を保全するとともに、将来にわたって緑の創出を推進することにより、緑豊かで快適な都市環境の創造に努めてきました。

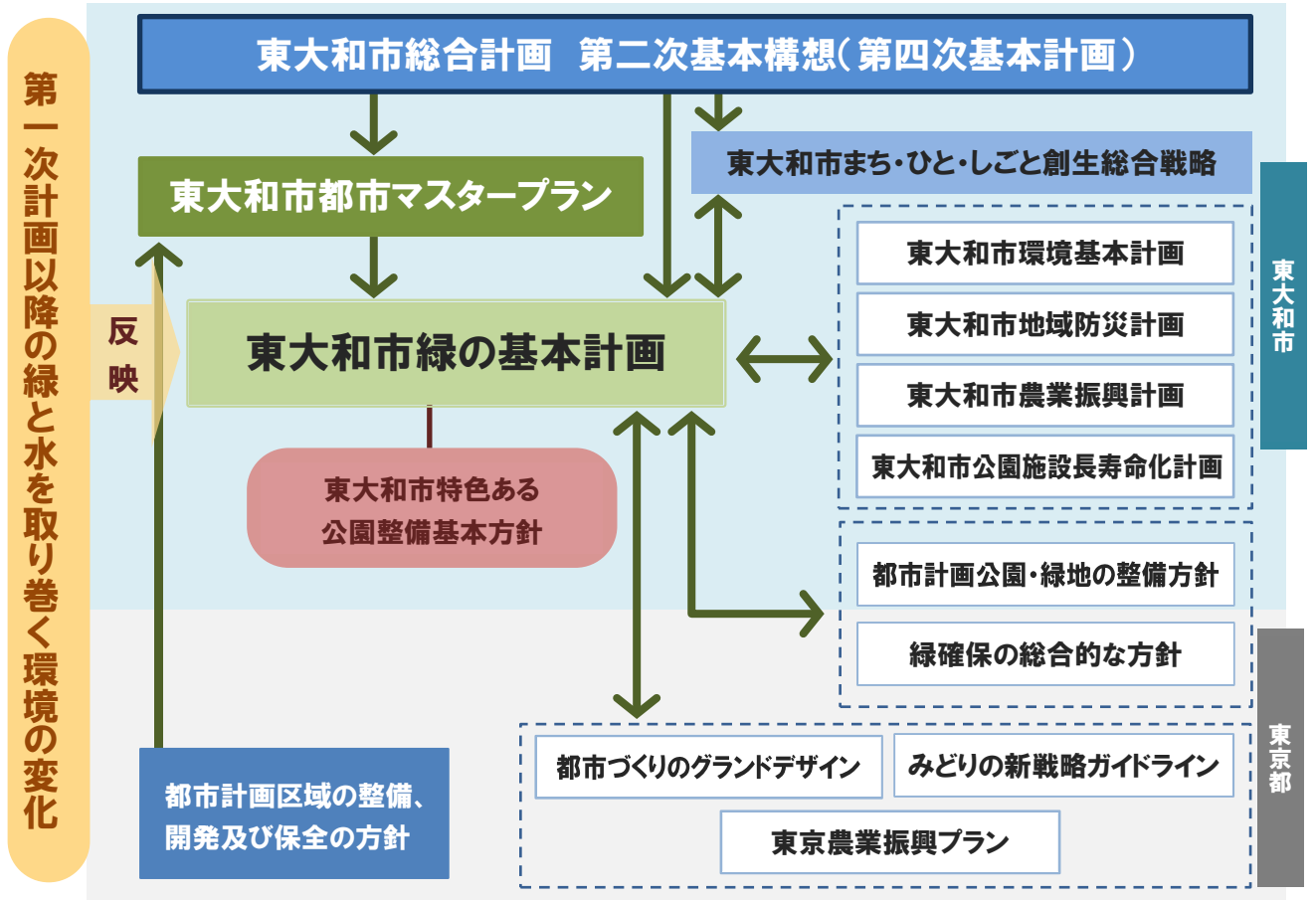
その後、約20年が経過し、東大和市の緑と水の現況や上位計画・関連計画の改定、緑と水を取り巻く法制度や社会環境の変化を受け、平成31（2019）年3月に「第二次東大和市緑の基本計画-緑と水の都市-（以下「本計画」という。）」として改定するものです。

<改定のポイント>

- ①第一次計画の計画期間満了に伴う改定です。
- ②上位計画にあたる「東大和市総合計画（基本構想及び基本計画）」及び「東大和市都市マスタープラン」の改定、その他関連計画の策定・改定を踏まえた改定です。
- ③策定から約20年が経過し、東大和市の緑と水を取り巻く法制度や社会環境、市民ニーズ等の変化に対応した改定です。
- ④上記の点に加えて、第一次計画の施策進捗状況を踏まえて、基本方針の見直し、新たな目標の設定や具体的施策の見直しを行う改定です。

3 位置づけ

本計画は、「東大和市総合計画」に即し、また「東大和市都市マスタープラン」に適合させ、東京都の各上位計画や東大和市の各種関連計画と調和した内容とします。



4 目標年次

本計画の期間は、「東大和市都市マスタープラン」及び関連計画として本計画が調和を図るべき「東大和市環境基本計画」の計画期間（10年間）と整合を図り、平成31（2019）年度から平成40（2028）年度までの10年間とし、平成40（2028）年度を目標年次とします。ただし、社会情勢の変化等に適切に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

計画名称	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	
東大和市緑の基本計画		第一次計画	計画期間(平成31(2019)~平成40(2028)年度)[10年間]										次期	
上位・関連計画	東大和市総合計画基本構想	第二次基本構想					次期(平成34(2022)年度~)							
	基本計画	第四次基本計画					次期(平成34(2022)年度~)							
	東大和市都市マスタープラン	計画期間(平成27(2015)~平成36(2024)年度)[10年間]										次期(平成37(2025)年度~)		
	東大和市環境基本計画	第二次計画期間(平成29(2017)~平成38(2026)年度)[10年間]										次期(平成39(2027)年度~)		

第1 計画改定の考え方

5 計画の対象とする「緑と水」

本計画では、樹林地、草地、水辺（河川、用水路、湧水等）や農地、公園等の他、街路樹や住宅地の緑（庭、生垣等）、駅前の緑等を含んだものを総称して「緑と水」と呼びます。



6 計画対象区域

本計画の対象区域は、東大和市の都市計画区域全 1,354ha とします。